1 計画策定の趣旨

(1) 全国的な子育でを取り巻く背景

全国的な傾向として進行する少子化は、社会経済全体に深刻な影響を与えるものである ことから、国においては、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総 合的な取り組みを推進してきました。

しかしながら、本格的な人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、 抜本的な制度改革が求められていました。

【子育てを取り巻く現状と課題】

- 〇 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - 独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - 家庭関係社会支出の対GDPが低い (日本:1.04%、フランス:3.00%、イギリス:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- 〇 子育ての孤立感と負担感の増加
- 〇 深刻な待機児童問題
- 留守家庭児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、子ども・ 子育て支援新制度へ移行することになりました。

子ども・子育て関連3法と新制度のポイントは、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 〇 子ども・子育て支援法
- 〇 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

〇 認定こども園制度の改善

- 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び 小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
- 〇 地域の子ども・子育で支援の充実(利用者支援、地域子育で支援拠点等)
- 〇 基礎自治体(市町村)が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 〇 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 〇 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援 当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の 政策プロセス等に参画・関与(市町村等における設置は努力義務)

(2)計画策定の趣旨

本市では、「子どもと家庭と地域が輝きながら育ちあうまち」を基本理念として、平成22年3月に策定した「伊万里市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、子育ての第一義的責任は、保護者にあることを前提とし、親自身が、子どもを産み育てることに夢を抱き、生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるようなまちづくりに向けて各種事業を進めてきました。

このような中、子ども・子育て関連3法による子ども・子育て支援新制度への移行などの新しい流れを受け、本市でも、「伊万里市次世代育成支援後期行動計画」での取り組みの成果を見直し、子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、本市の未来を担う子どもの育成支援に係る施策を一層推進するための計画として「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

(3) 法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、伊万里市総合計画などの各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の 変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。